

2章

職業指導概論

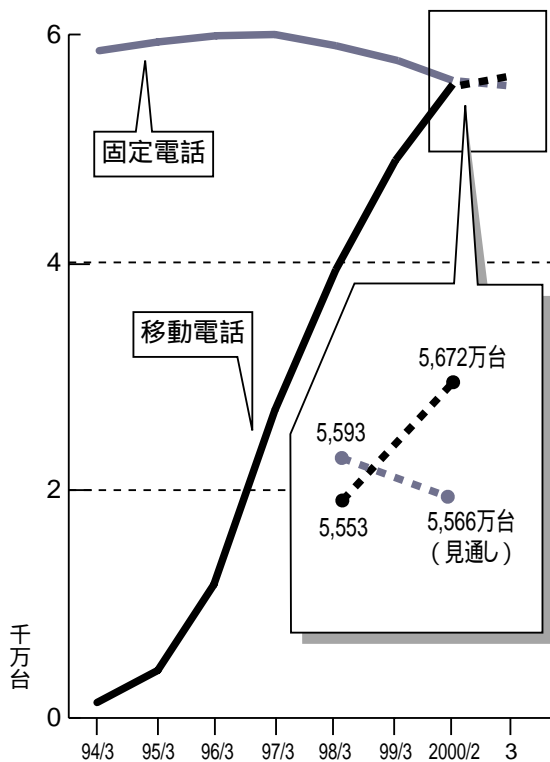
ここでは、専門教科「情報」を学ぶ生徒が、将来、技術者として活躍するために、進路(就職)指導をどのようにすればよいかを説明する。

1. 情報産業の現状

まず、なんと言っても、情報通信基盤の発展により、インターネットの普及、携帯端末(携帯電話やPHS、ポケットボ-ードなど)による電子メールの普及には目を見張るものがある。すでに、携帯電話・PHSの加入者数は5千万人を越え、固定電話の加入申し込み数を越えた。また、平成11年度のパソコンの出荷台数は、横長TVの出荷台数を越えたというニュースもあった。

また、かつては、1億総プログラマ時代などと言われるほどに情報関連産業界での求人が高まると予測された時代もあった。しかし、実際はプログラマだけではなく、情報産業関連職種は、多岐にわたっている。たとえば、ネットワーク管理、システムエンジニア、プログラム開発、データベース管理、電子出版、コンピュータ・グラフィックス制作、インターネット関連などである。

情報産業界の現状については、『3.情報と生活』において説明をしているので、参照されたい。

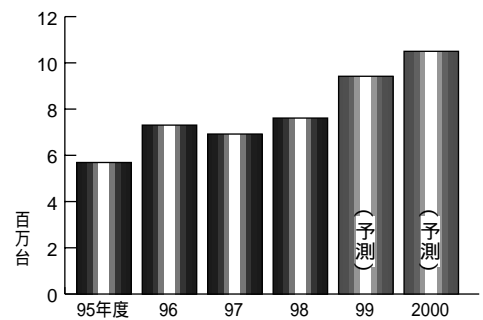


(注)2000年3月の携帯電話はDDIセルラ -、IDOの増加分を除く台数
出典:『日本経済新聞』2000年4月7日(金曜日)

図2.2 携帯電話の加入者の伸び



図2.1 携帯電話、PHS



(日本電子工業振興協会まとめ)
出典:『日本経済新聞』2000年2月9日(水曜日)

図2.3 パソコンの出荷台数

1.1 情報関連業務の実情

情報産業の現場では、即戦力の人材が求められている。

しかし、高校卒業の知識と技術では、プロジェクトなどのメンバーとして組み入れられ、先輩の指導の下に作業を行い、教育される場合が多い。バブル景気のころは、頭数だけで企業に派遣され、教育や技術習得の前に歯車の一つとして作業をさせられ、バブル崩壊とともに派遣から戻され、退職したというケースが多数あった。ここで退職した者は、ほとんど情報産業に失望し去っていった。それぞれの就業の動機、役割、技術などが無視された結果である。

したがって、どんな企業に就職するかということより、どんな業務に就けるかということが重要である。進路指導においては、企業の業務内容だけでなく、新入社員や技術習得のための教育体制、キャリアパスなどを確認することも必要である。終身雇用、年功序列といった概念が薄れてきた近年では、学歴よりも技術力とそれを証明する資格取得などで自己評価を高めることができる。

2. 情報化社会で求められる人材

これからの情報化社会において、職業人、社会人として求められる基本的な資質は、次のようなものである。

- ・あふれる情報の中から、自分に本当に必要な情報を選択し、主体的に自らの考えを築き上げることができる。
- ・情報技術の発展により進展する情報手段を習得し、適切に活用する能力。
- ・情報化によるネガティブな影響に対して克服できるよう、責任感と自覚を持つ。

単に、情報技術の活用力だけでなく、情報の選択力、情報手段の習得、そして情報モラルを身につける必要がある。このような資質を育成するために、情報リテラシーとしての目標が定められた。

2.1 情報に関する資格

プログラミングやネットワーク、パソコン操作を含む情報処理に関連する資格は、50以上の主催団体により、150種類以上が実施されている。これらの資格は、卒業後の進路、ネットワーク管理、プログラム開発、データベース管理、電子出版、コンピュータ・グラフィックス制作などに合わせて取得するように指導する。資格を取得するために情報関連の大学、短期大学、専門学校への進学に必要な資格もあるが、中には、高校在学中、卒業程度の知識や技術力で取得できるものがある。

高校卒業程度の知識で挑戦できるものとして、通産省が認定する「第二種情報処理技術者試験」「初級システムアドミニストレータ試験」「マルチメディアソフト制作者能力認定」文部省が認定する「情報処理活用能力試験(略称:J検)」「画像情報技能検定」のCG部門(略称CG検定)/マルチメディア部門(略称マルチメディア検定)/画像処理部門」がある。参考までに、情報関連の専門職ではなく、一般職ではワープロやパソコン操作に関する資格がある。日本商工会議所の「ワープロ技能検定試験」「ビジネスコンピューティング検定試験」(財)全国商業高等学校協会の「ワープロ実務検定」中央職業能力開発協会(労働省)の「コンピュータ技能評価試験」などがある。

2.2 職業意識の育成

近年、高校卒業後3年以内の離職率が50%近くあり、若者の離職・転職が高い。また、卒業後に定職に就かないフリーター志向が増加している。さらに、労働環境や労働条件の厳しい職業を嫌う傾向にある。

そこで、卒業後の社会生活において、勤労や職業生活がどのようなものであるか理解を深め、各自の職業観、勤労観を持てるように指導することが求められている。

2.3 インターンシップの利用

これまで専門高校においては、課題研究や現場実習などが教育課程で行われてきた。この現場実習は、実際的な知識や技能・技術に触れたり、生徒が各自の職業適性や将来設計を考える機会を与え、職業選択や職業意識を育成するなど高い教育効果があった。そこで、専門教科「情報」においても、インターンシップを奨励して、教育活動の一層の充実や生徒の勤労観、職業観を育成することが必要である。

3. 高校における就職(進路)指導

3.1 就職に関する法制度・しくみ

就職に関する法制度やしきみには、次のようなものがある。

(1) 職業安定法と役割分担

職業安定法の目的は、公共職業安定所やその他の職業安定機関が、「各人の能力に応じて適当な職業に就く機会を与えることで、産業に必要な労働力を充足すること」である。公共職業安定所の所長は、学校に対して、その学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行う必要があると認めるときは、その業務の一部を分担させることができる。

(2) 男女雇用機会均等法

この法律は、雇用に関して慣例となっていた男女の差に対して、募集、採用から定年退職に至るまでの雇用管理の各段階において、男女の均等な機会と待遇を確保するために定められた。つまり、女子が男子と同じように働かなくてはならないという意味ではなく、ある仕事に対して必要とされる技術や能力があり、就業を希望する場合は男女を問わずその機会を均等に与えなくてはならない、ということである。女子であることを理由に、募集、採用、配置、昇進、福利厚生、教育訓練、定年、退職、解雇について男子と差別的な取り扱いをすること、結婚や妊娠を理由に退職制度を就業規則などに定めたり、解雇することはできない。

進路指導において、場合によっては紹介する企業などがこの法律を遵守しているかどうかを確認することも必要である。

(3) 改正労働基準法

男女雇用機会均等により、雇用に関する男女の差をなくしたことにより、女子の就業規制も緩和された。緩和されたものは、時間外労働、休日勤務、深夜業、その他女子の保護規定である。深夜業では、看護婦などの一部の業種しか認められなかったものが、ほぼ全業種に認められた。また、産前産後休業、その他母性保護措置の拡充がある。

3.2 情報化社会での進路指導

大学の就職活動では、企業情報の収集から求職の申し込みに至るまで、インターネットが重要な役割を担っている。そこで、インターネットの利用により、国内外の官公庁や新聞社などのホームページから、情報を収集し、コンピュータやネットワークの導入による社会の変化、関連する職業、日常生活の変化などをテーマに調査する。また、先端的な企業の見学などにより、情報技術のもたらす役割や資源、環境問題などを考える。情報化社会でのモラル、著作権や知的財産権、プライバシーや個人情報の保護、不正行為とはどんなものがあるかなどについて事例をあげながら理解させる。